

令和8年度ぐんまガバメントピッチ開催業務 委託仕様書

本仕様書は公募段階のものであり、仕様書の詳細については、採用された企画提案に基づき、県と受託者が協議の上で決定する。

1. 業務の名称

令和8年度ぐんまガバメントピッチ開催業務

2. 業務の目的

山積する地域課題解決のために、多くの自治体で民間のアイデアやノウハウを取り入れる官民共創の取組が進められている。

本業務は県内自治体の地域課題をビジネスチャンスと捉え、地域課題解決を起点としたイノベーションの創出（新たな価値を生み出すプロジェクト・ビジネスモデルの創出）を目的とする。自治体が抱える課題を発表し、課題解決に貢献するデジタルソリューションを持つ企業とのマッチングを行う「ガバメントピッチ」を開催することにより、官民共創によるデジタル技術を活用した実証プロジェクトの組成と推進を支援し、地域課題解決と県内でのイノベーション創出の両立を図る。

3. 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

4. 具体的な業務内容及び提案を求める事項

ガバメントピッチを開催することにより、登壇自治体を実証フィールドとする課題解決のためのプロジェクト創出を支援すること。

具体的な業務内容は以下（1）～（5）とし、受託者はプロポーザル時の「企画提案書」及びその後の県との打合せを踏まえて業務を実施するものとする。

なお、本事業実施にあたっては、県と必要な打ち合わせ・相談を行い、仕様書に記載のない事項及び内容の詳細については、県と協議して決定する。

（1）業務の全体企画と全体調整

本業務の目的達成に向けて、具体的な業務内容と委託期間における業務スケジュールの作成、進捗管理を行うこと。なお、本業務の全体スケジュールは以下を想定している。

<スケジュール>

令和8年度	6月上旬	委託契約締結・事業内容の確定
	6月上旬～8月下旬	ガバメントピッチ開催準備
	9月上旬	ガバメントピッチ開催
	9月上旬～11月下旬	提案受付・マッチング実施
	12月～3月	マッチング後のプロジェクト創出支援

(2) ガバメントピッチの開催

① ガバメントピッチ開催に係る全体の企画・運営

- ・ガバメントピッチの企画・運営を行うこと。なお、登壇する自治体は県が事前に指定する3自治体程度とする。（現在募集中のため、委託契約締結後に自治体情報を共有する。）
- ・開催時期は9月上旬を想定し、具体的な開催日時は県、登壇自治体、受託者で協議して決定すること。
- ・ガバメントピッチはオンライン配信での開催を想定すること。開催後にアーカイブの配信をすることは差し支えない。
- ・当日の運営・進行等は受託者が行うこと。

② ガバメントピッチ参加企業の募集・受付

- ・登壇自治体が抱える課題を解決できるソリューションを持つ企業とのマッチングを実現するため、参加企業の募集と受付を行う。
- ・参加企業募集については、受託者が用意するホームページ、SNS等各種媒体を活用すること。自社のネットワークを活用し、県内外から幅広い参加者を募ることを期待する。なお、県では県ホームページへの掲載、ぐんま未来イノベーションLAB会員に向けた広報を行う。
- ・参加企業要件や情報発信対象はガバメントピッチで発表される課題内容を考慮した上で検討し、マッチングの確率を高める工夫を行うこと。

③ 企業からの課題解決策の受付・マッチング

- ・参加企業から寄せられた課題解決策の受付、内容整理を行うこと。
- ・課題解決策の提案にあたっては、自社サービスの売り込みだけでなく、継続して自治体と共創に取り組むことを考慮した上で提案するよう周知すること。
- ・課題解決策の受付後、登壇自治体と提案企業とのマッチングを行うこと。事前に提案企業と提案内容について登壇自治体に共有し、面談の実施について登壇自治体の意向を確認する。面談実施にかかる調整は受託者が行うこと。
- ・登壇自治体が最適な企業とマッチングできるよう、面談同席や助言等を行うこと。

④ マッチング後の登壇自治体の支援

- ・マッチング後は官民が共創して課題解決に取り組むプロジェクトを組成し実証等に取り組むことができるよう、委託期間終了まで必要なサポートを行うこと。

※登壇自治体への支援、企業との面談には県職員（未来投資・デジタル産業課の職員や地域創生課の地域支援員を想定）が同席する。

(3) 業務実施体制の確保

本業務を統括し、業務全体の進捗管理、県との連絡調整等の業務を行う実施管理責任者を配置すること。

(4) その他自由提案

本事業の実施効果を高める具体的な提案があれば、上記(2)に加えて提案すること。

5. 本業務における目標値

全ての登壇自治体とのマッチングを成立させること。

6. 留意事項

(1) 業務遂行にかかる関係者との調整

本業務を行うにあたり、関係者との調整については、受託者の責任において円滑かつ効果的に実施すること。

(2) 著作権について

本業務の成果物に係る全ての権利は、群馬県に帰属するものとする。

(3) 法令の遵守について

本業務の実施に当たっては、各種関係法令・条例等を遵守すること。

(4) 情報の取り扱いについて

本業務の遂行にあたり知り得た行政情報及び企業・個人情報等については、何事があっても第三者に提供してはならない。

また、個人情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティポリシー及び情報管理体制を講じること。

なお、情報セキュリティインシデントが発生または発生のおそれがある場合、速やかに報告をすること。

7. 業務完了報告書の提出について

業務完了後、速やかに以下の事項を記載した業務完了報告書を提出すること。

完了報告書はデータで提出すること。

○業務完了年月日

○本業務における実施内容及び成果

- ・ガバメントピッチ開催結果（参加者名簿、提案内容一覧、マッチング結果など）
- ・参加自治体ごとの支援記録、進捗、今後の展開に関するアドバイスなど
- ・その他本業務に関連する成果

○その他（本業務に関連するもので、県が指定するもの）

8. その他

(1) 県は業務の進捗状況について中間報告を求めることがある。

(2) 仕様書に記載のない事項については、その都度、県と協議して決定する。

(3) 本業務の執行段階において、両者協議の上、仕様書の内容を変更することができる。

(4) 本事業に関する所有権や著作権は、原則として県に帰属することとし、県は事前の連

- 絡無く加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等については受託者に留保するものとする。
- (5) 本委託業務は、国の交付金を活用して実施する。受託事業者は、法令、国・県の会計・財務規定等に従った事務処理を行い、以下について留意すること。
- ア 受託事業者は、本業務実施に関する総勘定元帳、現金出納簿等の会計関係帳簿類及び証拠書類を整備し、業務終了後5年間は保管しておかなければならない。
 - イ 本業務は県の監査対象であるほか、会計検査院による会計実地検査の対象となる。